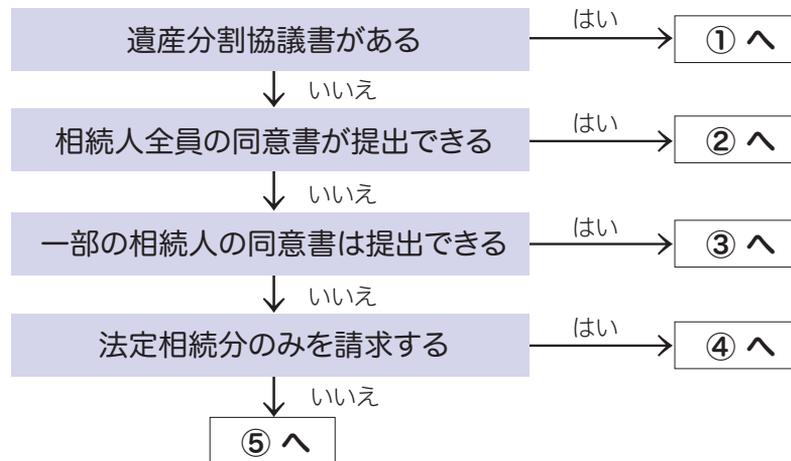


賠償請求 はお済みですか？

特別編 土地・建物

今回は、大橋弁護士に相続登記の済んでいない土地・建物等の請求について、東京電力が案内している請求方法を解説していただきました。フローチャートと併せてご一読いただき、請求を進めてください。

フローチャート



内 容

①遺産分割協議書による方法

最初に、遺産分割協議書について説明します。民法は、相続人が複数いる場合、相続人の遺産に対する権利を共有となるとしています。その共有状態となっている遺産を誰の物とするか話し合うことを遺産分割協議といい、その内容を書面にしたものが遺産分割協議書です。

遺産分割協議書は相続人全員で作成することも可能ですが、弁護士、司法書士に作成を依頼することが一般的です。

遺産分割協議がまとまると、所有者が確定しますので、その所有者は賠償請求できることになります。当然、相続登記も可能になります。

②相続人全員の同意書を提出する方法

相続人全員が、請求者が原発事故時に賠償を求め不動産の損害賠償請求権を有すること等に同意している場合、全部の賠償金の請求を進めることができます。遺産分割協議がまとまったのとほぼ同じことです。同意書は、東京電力で用意しています。

③一部の相続人の同意のみで全ての損害賠償請求をする方法

この方法で請求をするには以下の4つの条件があります。まず、請求者が賠償を求める宅地、建物の固定資産税納税義務者となっていること。次に、請求者から2親等以内の相続人全員が同意していること。なお、場合によっては、3親等以内の相続人全員の同意が必要とされることがあります。第三に、原発事故当時、請求者が賠償を求め宅地、建物に居住していたこと。第四に、

請求をしてから3か月間他の相続人から請求がないことです。これらの条件を満たし、請求者が賠償を求めている土地・建物について、他に権利を主張するものがいないことを約束すると、全部の賠償金の請求手続を進めることができます。

④法定相続分のみ請求する方法

他の相続人が請求している場合、上記いずれの方法も使うことができません。この場合、東京電力は、法定相続分のみ請求することを認めています。なお、他の相続人から同意書が得られる場合、同意した相続分を加算した支払いを受けられます。

⑤公正証書による方法

詳細は明らかにされておりませんが、東京電力は、以上のほかに、東京電力が求める内容の公正証書を作成する方法によって、全額の請求をすることも認めています。公正証書は、公証人が依頼者と面会するなど審査した上で作成する文書です。公証人役場は、福島県では、福島市、郡山市、いわき市にあります。公正証書の作成を公証人に依頼する際は、法律の定めた手数料を支払うことになります。

※「田畑」「宅地・田畑以外の土地（山林等）」についても、おおむね上記①～⑤の方法で請求ができます。ただし、別途、所有を確認する証憑しょうひょうが必要になる場合がありますので、東京電力へご相談ください。

東京電力連絡先

土地・建物・家財について **TEL 0120 (926) 596**
受付時間：9時から19時（月～金曜日（祝日を除く））
9時から17時（土・日曜日、祝日）

問 総合窓口課 賠償支援係 **TEL 0243 (62) 1105**